

『第6期中央区自立支援協議会』

地域移行・地域定着部会

報 告 書

令和3（2021）年3月

委員名簿

役職	氏 名	所 属 団 体
部会長	さいとう えいじ 齋藤 英二	公益社団法人中央区医師会
副部会長	なかの ま ゆ み 仲野 真由美	NPO法人つつじ 理事長
委員	むろた よしこ 室田 淑子	中央区精神障害者家族会 副会長
委員	ひろさわ ひろし 廣澤 廣 (～R1.12.17)	中央区民生・児童委員協議会 京橋地域障がい福祉部会長
	ぬまざき とみお 沼崎 富雄 (R1.12.18～)	中央区民生・児童委員協議会 日本橋地域障がい福祉部会長
委員	ほりうち こういち 堀内 弘一	区民公募
	よしだ たかし 吉田 尚	区民公募
委員	みつまた かすや 三俣 和也 (～R2.3.31)	知的障害者生活支援施設 レインボーハウス明石 副施設長
	ど い としこ 土井 敏子 (R2.4.1～)	知的障害者生活支援施設 レインボーハウス明石 副施設長
委員	ひがし こ 東 あい子	障害者地域活動支援センター ポケット中央
委員	みずはら すすむ 水原 進	精神障害者グループホーム「ホームつつじ」
委員	みぞぐち ちづる 溝口 千鶴 (～R2.3.31)	区職員 (日本橋保健センター健康推進担当係長)
	きこんし み わ 左近土 美和 (R2.4.1～)	区職員 (日本橋保健センター健康推進担当係長)
委員	やまざき たつや 山崎 龍也	区職員(障害者福祉課相談支援係長)

計14名
(内変更3名)

部会のテーマ・検討内容

「地域生活支援拠点について」

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」

【開催日時・議題】

開催回	開催日時	開催場所	議題
第1回	平成30年 6月29日(金) 18時00分 ～20時00分	中央区役所 8階第一会議室	①委嘱状の交付 ②副部会長の選任 ③第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について（報告） ④地域生活支援拠点の現状について ⑤精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて
第2回	平成30年 10月12日(金) 18時00分 ～20時00分	中央区役所 8階第一会議室	①地域生活支援拠点について（報告） ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて
第3回	平成31年 2月8日(金) 18時00分 ～20時00分	中央区役所 8階第一会議室	①地域移行・地域定着部会報告について ②自立支援協議会で協議して欲しい議題等について
第4回	令和元年 6月28日(金) 18時00分 ～20時00分	中央区役所 8階第五会議室	①第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況について ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて
第5回	令和元年 8月9日(金) 18時00分 ～20時00分	中央区役所 8階第三会議室	①地域生活支援拠点について ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて（具体的事例の検討）
第6回	令和元年 12月17日(火) 18時00分 ～20時00分	中央区役所 8階第一会議室	①中央区障害者（児）実態調査について ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて
第7回	令和2年 2月4日(火) 18時00分 ～20時00分	中央区役所 8階第一会議室	①中央区障害者（児）実態調査について ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて ③中間報告について

開催回	開催日時	開催場所	議題
第8回	令和2年 6月26日(金) 18時00分 ～20時00分	中央区立福祉センター 3階会議室	①中央区障害者計画・第6期 中央区障害福祉計画・第2期 中央区障害児福祉計画の策定 について ②精神障害にも対応した地域 包括ケアシステムについて
第9回	令和2年 8月28日(金) 18時00分 ～20時00分	中央区立福祉センター 3階会議室	①中央区障害者計画・第6期 中央区障害福祉計画・第2期 中央区障害児福祉計画の骨子 案について ②精神障害にも対応した地域 包括ケアシステムについて
第10回	令和2年 10月27日(火) 18時00分 ～20時00分	中央区立福祉センター 3階会議室	①中央区障害者計画・第6期 中央区障害福祉計画・第2期 中央区障害児福祉計画の中間 のまとめ(案)について ②精神障害にも対応した地域 包括ケアシステムについて
第11回	令和3年 1月29日(火)	書面開催	①第6期中央区自立支援協議会 地域移行・地域定着部会報告 書について ②中央区障害者計画・第6期 中央区障害福祉計画・第2期 中央区障害児福祉計画に ついて

議事要旨

第 1 回（平成 30 年 6 月 29 日（金）開催）

議題 1 「委嘱状の交付」

議題 2 「副部会長の選任」

議題 3 「第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画について（報告）」

- ・計画の重点事項として地域生活支援拠点については、平成 30 年度から 32 年度までに面的整備型として進め、将来的には多機能拠点整備型構築に向けて検討していく。
- ・グループホームを運営する社会福祉法人や NPO 法人等に対する整備費や運営費の助成を行うとともに、区有施設の改修等の機会を捉え、グループホーム拡充の検討、重度身体障害者等に対応したグループホームの検討も進めていく。

議題 4 「地域生活支援拠点の現状について」【資料 1】

- ・障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供の体制を構築していくことを目的とし、親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情を踏まえた面的整備型により進めていく。
- ・地域生活支援拠点における取組の一環として基幹相談支援センターによる地域の体制づくりがある。今年度は区内 8 カ所ある相談支援事業所との連絡会を年 4 回開催、区内入所施設・グループホームの連絡会を開催した。昨年度はおとしより相談センターと連携しケアマネジャーを対象とした研修会と事例検討会を行っている。その他、居宅介護事業所連絡会に参加し、サービス管理責任者向けに障害福祉サービス利用について説明の機会を設けるなど、高齢障害者の介護保険への移行がスムーズに行えるよう、障害と介護の連携充実に向けて取り組んでいる。

議題 5 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」【資料 2・3】

- ・これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会の報告書の中で、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念として明確にされた。
- ・地域包括ケアが必要とされる理由として、精神疾患による入院患者数約 28 万人の内、退院後約 4 割が 1 年以内に再入院している。また、精神障害者の多くが、福祉サービスを十分に利用できていない現状があり、入院患者の約 1/2 が、在宅サービスの支援体制が整えば退院可能、長期入院患者であれば約 1/3、精神療養病棟に入院している患者の約 1/2 が、基盤整備が整えば退院可能と言われている。
- ・民生委員の障害部会では、障害に関心があり、支援にかかわりたいと考えている方が多くいる。民生委員をはじめ、地域に住む人々が、障害のある方へどのように接していくかが重要になる。
- ・中央区には精神科病床のある病院がないため、精神疾患や地域移行への理解を得られにくい。今後この地域でどのように展開していくのかは大きな課題である。

第2回（平成30年10月12日(金)開催）

議題1「地域生活支援拠点についての報告」

- ・厚労省の指針を参考にしながら、面的整備における必要な機能の構築について、検討を進めている。相談事業、緊急時の受入・体験の場も加算の対象となるため、対象事業所には運営規程への位置づけや区への届出を依頼している。
- ・基幹相談支援センターでは、平成29年度から面的整備に向けて取り組みを始めている。今後は高齢分野とも協力してネットワークの強化に取り組む予定である。

議題2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」

- ・包括ケアシステムの事業内容、全国の取組、先行実施している関東の自治体の取り組み、中央区の取組を共有。
- ・今後どの事業を実施するかは、この部会等で議論していく。
- ・グループホームの退所に伴う支援について、精神障害があると、賃貸契約を断られてしまうことが多い。親が高齢だと保証人として認められないことも多い。関係部署を巻き込みながら住まいの確保支援事業について区として取り組めたら良い。

第3回（平成31年2月8日(金)開催）

議題1「地域移行・地域定着部会中間報告について」

- ・第1回と第2回の報告書案について説明し、承認を得た。

【質疑応答および主な意見】

- ・夜間休日の虐待通報の体制について。
- ・地域生活への移行者数について。区外施設に入所している43人の地域移行への意向の確認はどのように行うのか。

→3年に1度、障害支援区分の認定調査を障害者福祉課ケースワーカーが本人に会って行うため、その時に本人の話を聞くなどして意向の確認を行う。

議題2「自立支援協議会で協議して欲しい議題等について」

- ・同じ業種と連携する体制は整いつつあるので、今後は他業種と連携することが必要だと思われる。分野を超えた連携について、どんな方法があるのか検討して欲しい。
- ・精神障害で障害支援区分が軽い人を受けてくれる事業所がなかなか見つからない。少しのサポートでうまくいく人が、サービスを受けることが出来ない。虹のサービスやシルバー人材センターのように、区民の中からサポート出来るを増やす方法について話し合っ

第4回（令和元年6月28日(金)開催）

議題1「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況について」

- ・計画の基本理念、方向性、施策について説明。
- ・本部会に関連する部分を説明。

【質疑応答および主な意見】

- ・地域生活支援拠点の面的整備（ネットワーク）について
 - ①このネットワークを中心となって支える機関はどこか。
→中心となるのは障害者福祉課。体制づくりで基幹相談支援センターが加わる。
 - ②医療的なバックアップ等、ネットワークに入った関係機関はどのような働きをするのか。
→ネットワークに加わった事業所同士が連携を深めていくシステム。ネットワークの場づくりや人材育成に取り組んでいく。
 - ③どのような形で公表をし、利用促進につなげていくのか。
→公表については未定であるため、次回説明。
事業所がうまく連携し、より良い支援につなげていくのがこのネットワークの趣旨である。
- ・ネットワークの中で、コーディネーターが重要。基幹相談支援センターがコーディネーターの役割をするのか。
→総合的な相談窓口として基幹相談支援センターがあるが、ネットワーク内のそれぞれの機関が必要な資源へ案内する役割を発揮することが重要である。

議題2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」

- ・精神障害のある方の支援について事例検討

【事例検討での主な意見】

- ・家族との調整を行う支援者が必要。
- ・住まいの確保支援の事業があると良い。
- ・居場所づくりや支援チームの連携が重要。
- ・継続的な医療が必要。
- ・改めて議論するポイントを整理し、次回の部会にて検討。

第5回（令和元年8月9日(金)開催）

議題1「地域生活支援拠点について」

- ・第4回で質問のあった地域生活拠点のコーディネーター機能、公表の仕方などを説明。
- ・具体的例を示し、ネットワークの連携の流れについて説明。

【質疑応答】

- ・相談を受けた時、キーパーソンになるのはどこか。
→ネットワークに参加している事業所が、適切な関係機関へつなげていく。
- ・ネットワークはどのように作っていくのか。
→参加の呼びかけと地域生活支援拠点の機能について説明している段階である。参加が増えてきたら検討する。

- ・地域生活支援拠点は建物のイメージで良いのか。
- 面的整備型は建物ではなくネットワークを意味している。今はネットワークのみだが、今後多機能整備型として施設を検討している。

議題2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」

- ・第4回の事例について、整理し再度検討。
- 【事例検討での主な意見】
- ・感情の起伏が激しく、病状も不安定なため、サポートは今後も必要。病院、訪問看護、服薬による安定化を図った上での支援が成り立つ。
 - ・近所づきあいが希薄になっているため、地域のコミュニティを活性化させるためには、意識的に人を集めて取組を進める必要がある。

第6回（令和元年12月17日(火)開催）

議題1「中央区障害者（児）実態調査について」

- ・中央区障害者（児）実態調査について、アンケートの単純集計の概要を報告。
- ・今回調査から、「子どもの育ちや発達の相談に関する実態調査」の対象者を変更したため、それを留意して分析を行う予定であることを説明。
- ・今後のスケジュールを説明。

議題2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」

- ・地域包括ケアシステムの全体像を再度確認。
- ・中央区の取組を確認。
- ・「住まいの確保支援」と「ピアサポーター活用」について取組案を説明。

【質疑応答および主な意見】

〈住まいの確保支援〉

- ・精神障害のある方、親族と疎遠な方、親も高齢者である方は、連帯保証人を立てられない場合が多く、物件探しが困難である。家賃債務保証制度があるが、それを利用する段階まで行きつかないところで困難が生じている。
- ・医療・福祉分野とは異なるため、支援者も不動産情報へのアクセスが難しい。住宅確保の分野に関しての取組が進んでいくとありがたいし、協力することで安心できる方も増えると思う。

〈ピアサポーター〉

- ・ピアサポーターの事業は、障害者雇用が目的か。
- 雇用が目的ではないが、養成と活躍の場の創設という両方の目的がある。実際にサポーターを活用するには、報酬も重要となり、それが障害者雇用の促進にもつながる。
- ・当事者として同じ経験をしているからこそ、患者の目線で対象者を理解でき、だからこそ患者が話してくれることもあるのが強みだと思う。とても意味のあることだと思う。

第7回（令和2年2月4日(火)開催）

議題 1「中央区障害者（児）実態調査について」

- ・精神障害部分を中心に説明。

【質疑応答および主な意見】

- ・「精神障害者保健福祉に関する実態調査」の回答率は46.6%となっているが、回答していない残りの約半数の状況やサービスに対するニーズが気になる。それらも知る必要があるのではないか。
- ・働いている人といない人がほぼ同じという結果になっている。日頃患者さんと接していると、働いている人はそれほど多くないので、回答した人は病状が安定している人や、回答する気力のある人が多いという印象がある。
- ・「障害福祉サービス支給量のニーズ充足度」において、「十分である」と回答した人の割合が意外と高い。回答していない人の中には、十分でないと思っている人がいるのではないか。
- ・回答していない人の意見をどうやってくみ取るのかを考えていく必要がある。

議題 2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」

- ・第6回で議論した「住まいの確保支援」「ピアサポーターの活用」について、具体化に向けた取組について説明。

【質疑応答と主な意見】

- ・ピアサポーター事業について、ポケット中央ではどのような取組をしていくのか。
→ポケット中央だけでなく、関係機関も一緒に考えたり検討したりする必要がある。
事業所への見学を令和元年度内に1か所予定している。
また、ピアについて研究されている先生に講師を依頼し、勉強会を予定している。
- ・関係機関とは具体的には何を指すか。
→地区担当の保健師、本人にとって身近な存在である作業所の職員、区の職員などが当てはまる。
- ・ピアサポーターという名称になじみがない。資格が必要なものと思われるのではないか。中央区独自の名称を考えてもいいと思う。

議題 3「地域移行・地域定着部会中間報告について」

（事務局より説明）

- ・第4回～第6回までの報告書案について説明し、承認を得た。

第8回（令和2年6月26日(金)開催）

議題1「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画の策定について」

- ・事務局より、計画策定（計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間など）について説明。
【質疑応答および主な意見】
- ・計画内にピアサポーター及びピアスタッフの人数を数値目標として掲げることはしないのか。
- 具体的にどこまで計画化するかは今後議論が必要。
- ・計画策定は人口増加も考慮して計算されているのか。また、それに伴う精神障害者の増加も計画に盛り込まれているか。
- 人口推計に基づき試算した上で計画に落とし込んでいく。障害者手帳交付者の数も人口と相関があると認識しており、今後も増加が予想されている状況も、計画へ反映させていく。

議題2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」

- ・事務局より、第6回（令和元年12月1日開催）で説明した内容の要旨について説明。
- ・住まいの確保支援について支援を行っている、「NPO 法人自立生活サポートセンターもやい」の視察について報告。【資料4】
- ・ピアサポートの活用について、ピア活動を行っている中野区地域活動支援センターへのききとり調査について報告。
- ・中央区としての取組案を説明。
【質疑応答および主な意見】
- 〈住まいの確保支援〉
- ・本区は家賃が高く困難である。セーフティーネット住宅も0件。建物や家賃補助について区独自に作らないと難しいのではないかな。
- ・グループホームを退去すると、家賃補助が一切なくなるため、家探しが進まないことも課題である。生活保護を申請する人も多い状況。グループホームを退去した方への家賃補助の制度があると良いのではないかな。
- 〈ピアサポートの活用〉
- ・ピア活動はぜひ推進していった欲しい。当事者にしかできないことがあると思う。中央区民のピアサポーターが育つと良いと思う。
- ・ピアサポートを進めるうえで、上下関係が生じないようにすることが大きな課題である。ピアサポートをサポートする体制の準備も必要である。
- ・当事者家族によるピア活動をやってみてはどうか。
- （ポケット中央より）ピア活動の体験と育成の準備をしていきたいと考えている。そこには当事者の他に、家族や支援者など様々な人に係ってもらいたい。

第9回（令和2年8月28日(金)開催）

議題1「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画の骨子案について」

- ・事務局より、計画の骨子案（施策の方向性、成果目標など）について説明。

【質疑応答および主な意見】

- ・社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターの役割について。
→地域福祉コーディネーターは、地域で支援を必要とする方を把握し、専門機関へつなげていく役割の専門職。生活支援コーディネーターは、高齢者に対する生活支援など、対象者を絞ったものととらえている。
- ・コーディネーターの責務が大きいようだが、区はどのようにかわるのか。
→区の各部署の専門性を生かしつつ、コーディネーターと連携を図ることで、地域の複雑な問題へ対応していく。連携が整うような組織づくりをすすめていく。
- ・地域生活支援拠点の多機能拠点整備型は具体的な見通しはあるのか。
→まだ具体的な時期はお示しできないが、月島地区の再開発などの機会をみて検討していく。

議題2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」

- ・聖学院大学人間福祉学部・心理福祉学部 相川章子教授よりピアサポートについての講義（約40分）。

【質疑応答および主な意見】

- ・家族会に、ピアサポーターの講習を受けている方が来てくれた。その方のお話を聞くことで、家族の支援の力も伺えて、光が見えた。当事者のピアサポーターだけではなく、親のピアサポーターもあるといいと思った。
→講師より：ピアサポーター講座を開催すると、当事者だけではなく、家族も3分の1くらい参加がある。他者の話を聞くことで、家族も「希望が持てた」という反応がある。家族へ向けた行政サービスはあまりないため、今後普及していくことに期待したい。
- ・ピアスタッフの公募をしたときに、応募条件はどのようなものか。また、応募しようとする方はどのくらいいるのか。
→講師より：応募条件については自治体により差がある。条件や役割の明確化は重要であり、それによって応募者数も変わる。中には精神保健福祉士の資格を取得済みのピアもいる。
- ・まだスタッフの中でも共通認識がない状況で、何から準備を始め、進めていくのが良いのか知りたい。
→講師より：一緒に学び始めると良い。スタッフが先に学ぶのではなく、一緒にスタートラインで学ぶと良い。

第10回（令和2年10月27日(火)開催）

議題1「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画の中間のまとめ（案）について」

- ・事務局より、計画の中間のまとめ（案）と構成（計画の概要、施策の方向性、活動指標など）について説明。

【質疑応答および主な意見】

- ・施策4（1）について、「①福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数」と「②施設入所者の地域生活への移行に関する目標 施設入所者削減見込み数」の成果目標はどのような違いがあるのか。また、区内の施設入所者という意味か。
- ①は施設を出てグループホームや居宅などの地域生活への移行人数の目標であり、②は施設入所者の合計人数を減らしていくという目標である。対象者は中央区で支給決定及び給付している利用者であるため、区外の施設へ入所している方も含まれる。
- ・本区の地域移行・地域定着支援サービスの実績値が少ないのはなぜか。
- 利用者へのサービスの周知が不十分ではないことも要因の一つである。
- ・地域移行・地域定着支援サービスの周知は、今後どのように行っていくのか。
- 長期入院患者やその家族へ、個別にアプローチしていく必要がある。その取組の方法については、今後検討していく。
- ・地域生活支援拠点の面的整備の運用状況の検証はどのように行うのか。
- 本部会が検証の場として適しているのではないかと考えている。

議題2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」

- ・事務局より、第9回（令和2年8月1日開催）の講演会の内容の要旨について説明。
- ・中野区地域活動支援センターせせらぎのピア活動（ピアミーティング）の視察について報告。【資料5】
- ・中央区における取組ロードマップ（案）を説明。【資料6】

【質疑応答および主な意見】

- ・障害者福祉課とポケット中央の主導で、先行してピア活動を推進している事業所の見学や勉強会を進めていく。
- ・ピア活動を準備する小グループを作ってみてはどうか。
- 見学や勉強会について、機会が合えば部会員や家族会、利用者にも参加してもらえよう、事務局から情報提供していく。それを基に、部会の中で検討を進め、中央区としてのピア活動の方法を検討していく。

第11回（令和3年1月29日(金) 書面開催）

書面開催のため、意見票の提出により意見を募った。

議題1「第6期中央区自立支援協議会 地域移行・地域定着部会報告書（案）について」

【主な意見】

- ・「地域生活支援拠点」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について
パブリックコメントにこの言葉がでてこないこと、具体的な解決案を述べて欲しいなどの声が寄せられていることなどから、拠点や包括ケアシステムについて、区民がイメージできる具体案を提示できると良い。
- ・民生・児童委員協議会の障がい福祉部会に入っている方から意見を聞いてみたい。
- ・地域コミュニティの活性化に関しては、意識的に人を集めて取組を進めることや、寄り添いながらリーダーとなる人を育てていく必要がある。
- ・ピアサポーターが一人でも多くなって皆さんと交わり、聞く、話すという事ができるようになるのが理想である。
- ・障害者の問題に関心のある方々と全くない方々の溝はかなり深いと思う。中央区は障害者福祉に取り掛かるのが一番遅い。
- ・多様化する区民要望をどのようにキャッチしていくか、区からの情報をどのように効果的に伝えていくかが重要。人と人との繋がりに街再生のキーワードがあるのではないか。
- ・障害福祉サービスの需要増加に伴うヘルパー不足の課題に関しては、原因を考えて打開策を検討する必要がある。
- ・グループホーム退所後もしくは障害者手帳1，2級の方などを対象に家賃補助の検討を具体的に進めることが出来ると良い。

議題2「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画について」

【主な意見】

- ・目の不自由な方へのサービスの整備（音声案内）、「生涯教育推進計画」、インクルーシブ公園新設等の新しい取組が追加されると良い。
- ・障害者福祉に関する難しい専門用語が多く、地域住民にはわかりづらい。
- ・曖昧な言葉遣いや横文字ではなくストレートに響く表現を心掛けてほしい。
- ・高齢者や障害者の増加により多様化し、潜在化したニーズをどのように行政側が拾い上げるかが大切だと思う。
- ・ライフステージに応じたサービスの利用にはあらゆる年齢を想定した計画が必要である。
- ・日本橋地域に就労系の事業所が充実すると良い。
- ・計画の策定に関しては障害福祉サービスに関わる事業所への市場調査を行い、事業所側のニーズを把握することも必要である。
- ・事業所の参入に関する区としての課題は、参入することで得られる魅力を経済面だけではない部分（地域資源が連携して助け合う土壌、行政の積極的なサポートなど）で作り出すことだと思う。

まとめ

第6期の一年目である平成30年度は、地域生活支援拠点の面的整備型について、親亡き後を見据えた地域の体制づくりや、基幹相談支援センターなどの関係機関との連携について議論を行った。また、国の検討会の報告書において「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念として明確にされた。こうした国の方針を踏まえ、地域包括ケアシステムの制度全体について概要説明を行うとともに、構築推進事業の必須事業である「保健・医療・福祉関係者による協議の場」について、本部会を位置付けることとした。また、地域の実情に合わせて行う選択事業について、全国の取組や先行実施している自治体の取組を共有し、実施にあたっての区の課題について議論を行った。

二年目である令和元年度は、「第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画」の進捗について、地域生活支援拠点の面的整備を中心に報告を行った。面的整備について、地域の関係機関同士が連携を強化し、より良い支援につなげていくためのネットワーク構築であること、コーディネーターの役割や機能、周知の考え方などについて議論した。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築については、事例検討を交えながら、各選択事業における区の取組の現状について議論を行った。また、より充実した取組が求められている「住まいの確保支援」「ピアサポートの活用」事業について、先行実施している自治体の取組を取り上げ、議論を深めた。

三年目である令和2年度は、「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画」の策定に向けて、主に精神障害に係る内容について、計画の方向性や主な取組について議論を行った。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築については、二年目に引き続き「ピアサポートの活用」と「住まいの確保支援」について取り上げた。特に「ピアサポートの活用」については、ピアサポートを研究している大学教授から講義を聞き、意見交換を行いながら、具体的な区の取組について議論した。

なお、次期計画では「施策4 安心して住み続けるための支援の充実」の主な取組である「精神障害者支援のための関係機関の連携」の中で、ピアサポートの活用を推進するための体制整備が障害者の地域生活支援の充実を図る施策として位置付けられた。また、「地域生活支援事業の実績と見込量の設定」の中で「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」の検討及び取組が設定された。来年度以降の部会でも、計画の実現に向けた取組や、区民ニーズを踏まえた政策展開について検討を進め、地域包括ケアシステムの構築を総合的に進めていく。

■ 中央区地域生活支援拠点の整備について ■

地域生活支援拠点とは

障害者とその介護者の高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせるための居住支援機能を備えた地域生活支援拠点等は、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本指針において、整備期限が令和5（2023）年度末までに延長されました。本区においては面的整備型の整備に取り組み、登録業者も増加しています。

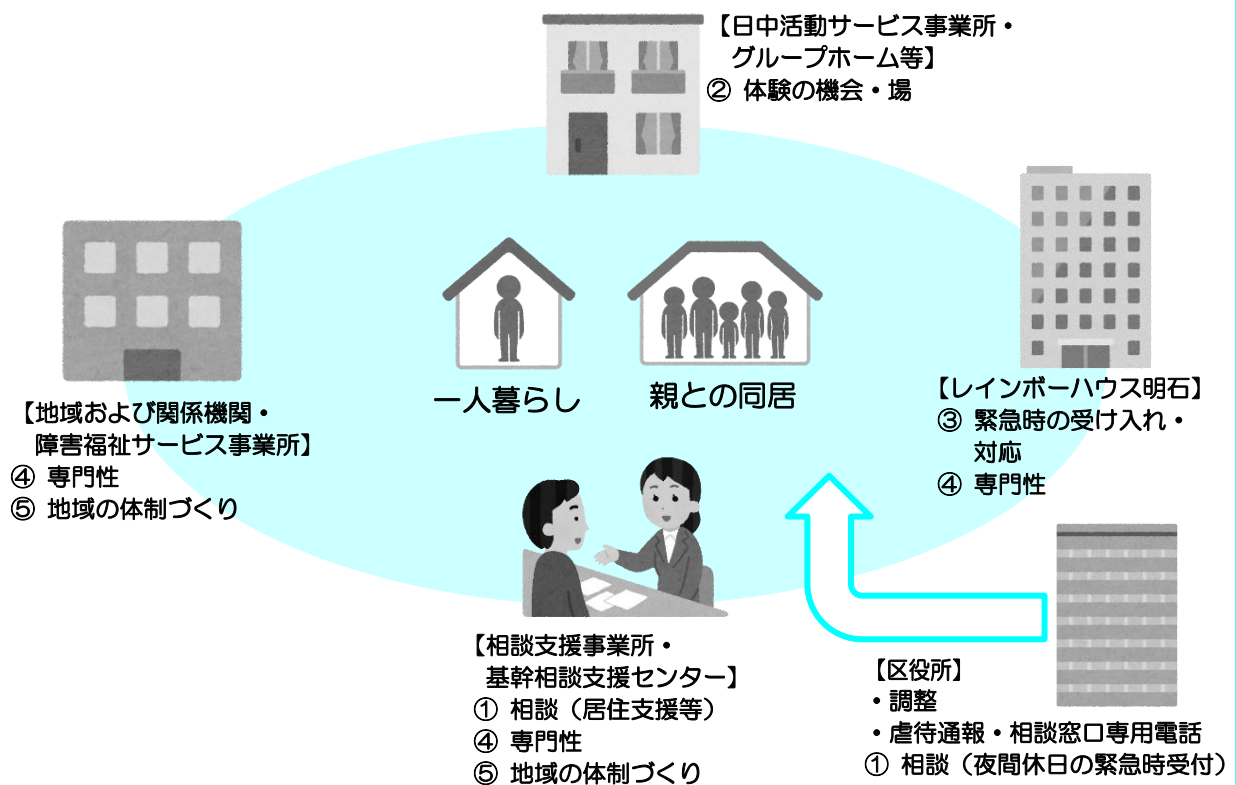
（１）求められる機能

- ① 相談（地域移行・親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし・グループホーム等）
- ③ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力の向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

（２）整備手法

- ① 面的整備型：地域における複数の機関が分担して機能を担う体制
- ② 多機能拠点整備型：グループホームまたは障害者支援施設に併設して機能を付加した拠点

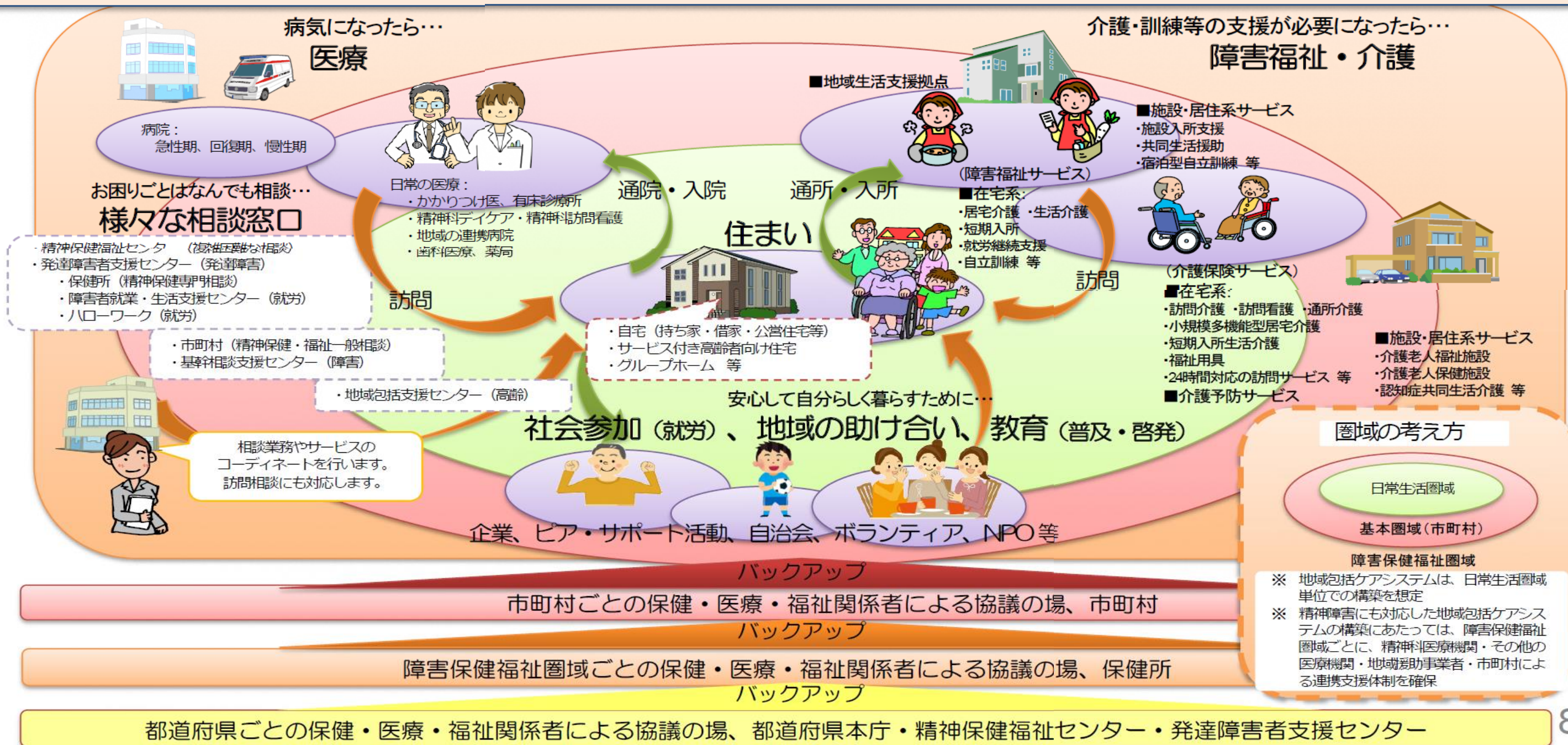
中央区における地域生活支援拠点（面的整備型）



個々の機関が有機的な連携の下に支援していきます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



出典：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き（2019 年度版）

※「構築推進事業（事業①）」の赤字部分（8，9，10）は、2019 年度版（令和 2 年 3 月発行）より追加。

資料3

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。

◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区

※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

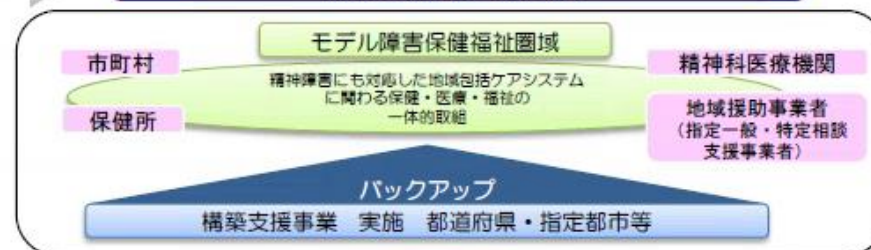
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（事業①）

【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業（新）
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業（新）
11. 精神障害者の地域移行・地位定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

※

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業（事業②）



◆ 個別相談・支援（電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、シンポジウムの開催、アドバイザー（広域・密着AD）合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に係る手引の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価 等

報告：認定 NPO 法人 自立生活サポートセンター・もやい訪問

(令和 2 年 3 月 11 日)

(1) 法人の概要

平成 13 年(2001 年)設立。連帯保証人引き受けによるホームレスの入居支援の取組から活動をスタートした。ホームレスの他、住宅困窮者に対し、連帯保証人を引き受けている。

近年、保証会社を利用する大家やオーナーが増えてきたことから、保証会社利用時の緊急連絡先の引受けも行っている。

生活困窮者の生活相談や生活保護受給までの支援も行っており、近年は賃貸物件の仲介にも着手している(平成 30 年に認定 NPO 法人として全国で初めて宅建免許取得)。



(2) 主な事業

- 入居支援事業 : 連帯保証人、緊急連絡先の引受け
- 生活相談支援事業 : 生活保護受給申請の付き添い、申請後のフォロー
- 交流事業 : サロン等
- 広報・啓発事業 : WEB、セミナー、各地域の支援団体との啓発イベントの共催等

(3) 入居支援事業の概要と実績

① 連帯保証人の引き受け

- ・ 約480人引受けている(訪問時現在)。年間20人ほど新規を受けている。
- ・ 対象者は路上生活者、施設入所者、病院入院患者など、広い意味での「ホームレス状態」にある方。すでに住居がある人の住み替え時には引き受けない。
- ・ 保証料として、2年契約で8,000円、分割払い可能。もやい結びの会への入会が必須(年1,200円)。
- ・ 家賃の滞納は全体の5%。一般的な滞納ではなく、死亡や失踪による滞納がほとんどを占めている。

② 緊急連絡先の引き受け

- ・ 保証会社の審査を受ける際の緊急連絡先を引受けている。近年は連帯保証人よりもこの依頼の方が多い。

- ・ 750人弱引受けている（訪問時現在）。
- ・ 保証料は無料。もやい結びの会への入会が必須（年1,200円）。

③ 物件の仲介

- ・ 平成30年より、宅建免許を生かして物件の仲介を含めた支援を行っている。

（４）もやいとして実感している課題など

① 賃貸契約に関して

- ・ オーナーや不動産業者が精神障害者や生活保護受給者の入居を断る理由は、偏見からではなく、過去に部屋を貸して嫌な思い（ひきこもってごみ屋敷にしまった。孤独死や自殺で事故物件になった等）をしたためであることが多い。都心部では内見すら断られることも多い。
- ・ オーナーの理解が得られ、緊急連絡先をもやいで引受けても、保証会社の審査が通らず、借りられない物件もある。審査が通らない理由は、明らかにできないと言われてしまう。
- ・ 保証会社の中でも、審査の通りやすさに差がある。通りやすい会社（審査条件が緩い会社）は概して保証料も高い。保証内容も会社によって大きく差がある。
- ・ 投資物件（外国人オーナーを含む）である分譲賃貸の部屋は、生活保護受給者でも貸してくれることが多い。
- ・ 多摩地域だと、区部よりも空室が多いため借りやすい。即日入居可能な物件も少なくない。

② 法人の今後について

- ・ 法人としても、ネットワークづくりに力を入れていこうと考えている。
NPO 法人同士のつながりを作ったり、地域住民や行政、オーナーとのネットワークを築いていったり、顔の見える関係をつくることで、オーナーの漠然とした不安を取り除くことができるかもしれない。

（５）中央区と共通の課題

- オーナーや不動産会社の理解が得られない。
- 保証会社の審査が通らず借りられない、審査が通らない理由は明かされない。
- オーナーや不動産業者とのネットワーク構築。

参考：認定 NPO 法人 自立生活サポートセンター・もやい ホームページ

<https://www.npomoyai.or.jp/>

報告：中野区地域生活支援センターせせらぎ ピアミーティング

(令和2年10月13日)

(1) せせらぎのピアグループのはじまり

10 年ほど前、非常勤でピアスタッフを雇用したことをきっかけに、当時の地活職員と共にオープンスペースにて雑談をする時間を設けた。後にグループとなり、プログラムとして現在の形への変化していった。

(2) ピアグループの活動

● せせらぎ内でのプログラム（2週に1回、火曜日に実施）

ピアスタッフを中心としたミーティングを行っている。話すテーマをメンバーで話し合って決め、そのテーマについて話す。よく参加しているメンバーが4～5人ほどいる。現在はコロナ禍のため、予約制で定員 10 人。

- ピアミーティング ：主にピアグループの活動のあり方や方針に関することをテーマとしている。
- ピア café ：精神障害や病気のことなど少し重いものから、趣味のことなど様々なテーマで話す。
- ピア学習会 ：「リカバリーの学校の教科書」というテキストを使用し学習会を行っている。そもそもピアとは何か、リカバリーとはなにか、考え方を学んでいる。
- 対外活動（年数回実施）
- ピアカウンセリング講座：2日間に渡り講座を行っている。せせらぎの利用者のほか、中野区民や学生も参加可能。
- 周辺大学への講義 ：周辺地域や福祉学生への講演会（目白大学、上智大学、日本福祉専門学校など）を行っている。

(3) ピアミーティング参加時の様子

● 当日の参加メンバー

せせらぎスタッフ3名（うちピアスタッフ1名）、利用者6名（男性5名、女性1名）、ポケット中央東氏、障害者福祉課渡辺

- 当日の流れ
 - ・司会、スタンバイ（タイムキーパー）決め
 - ・ピアの原則、ルールを全員で読んで確認
 - ・気分調べ（今日の気分を一言）
 - ・テーマ決め、話し合い
 - ・終了のルールを全員で読んで確認
 - ・感想をひとり一言ずつ述べ、終了

- 当日の様子
 - ・「司会をやってくださる方はいますか？」の声掛けに対して、メンバーが挙手。以降の進行は基本的に司会が行う。途中で司会者がテーマと別の方向に話が流れそうになると、メンバーやスタッフがアドバイスしていた。
 - ・発言の多少はあるが、全員がルール（否定しない、人の話を遮らない）を守り、話し合いに参加していた。
 - ・当日は、「ピアグループにおけるテーブルの配置、ソーシャルディスタンスとその影響について」「コロナ禍でピアグループに出たくても心理的に出られない人のケアについて、せせらぎだよりにメッセージを載せることについて」というテーマを決めて、話していた。

（４）終了後スタッフより

- ピアスタッフとして気を付けていること
 - ・利用者と上下関係にならにようにしている。この配慮がとても難しい。
「ピアだから偉い」「ピアだから上」と受け取られないように気を付けている。
 - ・せせらぎではピアスタッフが１人なので、専門職でもなく、当事者でもない立場に孤独を感じることもある。せせらぎの利用者同士で LINE を交換して食事会や飲み会をしているが、そういったものにも参加できない。

- ピアスタッフへの配慮
 - ・毎週１回、出勤日に施設長と面談している（２０分ほど）。せせらぎのピアスタッフの方は「そこで、利用者からの相談の荷下ろしができることで、気持ちが楽になるため自分には合っている」と話されている。
 - ・体調不良で休むことがあることを前提として雇用契約している。
 - ・人間関係の問題が生じることを防ぐため、せせらぎの利用者からスタッフへの雇用はしていない。

	ピアサポーター活用についての事業	地域移行・地域定着
R2 年度	中央区としての目的・目標設定 ・目的と目標設定 ・関係機関との調整	
R3 年度	ピアサポートの理解促進 ・先行事業所見学（スタッフ・利用者） ・ピアサポーター養成研修参加 ピアサポート立ち上げにあたっての意見聴取 ・既存の会議から、ピアについての意見を募る ・ピア活動に興味のある区民から意見を募る（当事者、民生委員、家族など） ・意見について、地域移行・地域定着部会へフィードバック ピアサポートを体験する ・ピアミーティング ・ピアカウンセリング（外部講師、事業所見学など） 予算要求 ・資料作成 ・関係機関調整	患者調査のための準備 ・先行自治体の情報収集 ・中央区のチラシづくり ・関係機関説明 ・病院へ電話調査、打合せ ・サポートセンターきぬたとの打ち合わせ 患者調査 ・病院訪問、チラシを配布 ・患者のニーズ調査 ・事例検討
R4 年度	ピアサポートにかかわる事業の準備 ・ピアミーティング運営の基本ルールの設定（中央区のやり方を話し合う） ・利用者への周知方法 ピアスタッフ雇用の準備 ・役割決め ・ピアスタッフのケアの体制づくり ・報酬（1 月当たり、1 回当たり、時間単価） ・募集方法、選考基準など	地域移行の実施 ・患者調査、ケースの選定 ・病院訪問（ピアスタッフ同行） ・関係機関会議 ・サービス調整 ・事例検討
10 月	ピアサポート事業開始 ・ピアスタッフの募集、選考 ・ピアスタッフの雇用 ・ピア電話相談開始 ・地域移行の病院訪問	地域移行の振り返り ・事例検討 ・ロードマップ、計画見直し